委員会。

(6) 婦人労働者保護ノ件：
評議会ヨリ総会ニ並フ旨ヲ述ヘテ可決。

(7) 労働農民新聞無産者新聞支持ノ件

(8) 臨時工制度撤廃ノ件。

(9) 兵隊ノ公同業出張黒衣廃止ノ件。

(10) 職工退職手当制定ノ件

(11) 工場閉鎖並臨時休業ノ解雇手当ノ件

(12) 各会派遣ノ件。

是ヨリ先キ労農党第二回代議員近内金光ノ応援弁士ハ悉ク官憲ノ草案（臨監警察官）ヨリ中止ヲ命セラレ引続キ臨監康久同志起立シテ郡務会ヨリ決議アリシト述ヘ（何等説明セス）満場一致可決。

七、各種委員報告。

緊急動議。

(1) 対支非干渉同盟ノ件。
臨監警察官ヨリ中止ヲ命セラレ撤回ス。

(2) 治安維持法反対ノ件。
目下ノ資本主義攻勢ニ対シテ吾々労働者ハ大同団結シテ対抗セネハナラヌ故ニ吾々ハ治安維持法反対運動同盟ニ対シテ全力ヲ注キ努力スヘク大会ノ名ヲ以テ決議文ヲ送ルコト。（常任委員会ニ一任シテ可決）。

(3) 治安警察法ノ件。

(4) 治安維持法撤廃ノ件

八、宣言。

宣言草案ノ説明ニ入ッテ間モナク議場ハ緊張シ来リ臨監警察官ヨリ中止ヲ命セラレシヤ